

平成25年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年6月20日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 原 田 健 資	2番 檜 原 伸
3番 藤 川 豊 治	4番 森 本 節 弘
5番 江 澤 信 明	6番 正 木 文 男
7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
15番 出 口 治 男	16番 香 西 和 好
17番 原 田 定 信	18番 三 浦 三 一
20番 吉 川 精 二	

欠席議員（1名）

19番 稲 岡 正 一

会議録署名議員

7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
------------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 國 勝	副 市 長 黒 石 康 夫
政 策 監 藤 井 正 助	教 育 長 板 野 正
総 務 部 長 井 内 俊 助	市 民 部 長 石 川 春 義
健康福祉部長 林 正 二	産 業 経 済 部 長 天 満 仁
建 設 部 長 田 村 豊	庁 舎 建 設 局 長 出 口 芳 博
教 育 次 長 新 居 正 和	総 務 部 次 長 坂 東 重 夫
総 務 部 次 長 吉 田 一 夫	市 民 部 次 長 瀬 尾 勇 雄
健康福祉部次長 川 井 剛	産 業 経 済 部 次 長 宮 本 哲 男
建 設 部 次 長 友 行 義 博	吉 野 支 所 長 坂 東 広 隆
土 成 支 所 長 今 井 和 美	市 場 支 所 長 森 本 修 次
会 計 管 理 者 町 田 寿 人	財 政 課 長 妹 尾 明

水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 前田 晋志

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 姫 田 均

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 38 号 平成 25 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 3 議案第 39 号 阿波市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第 4 議案第 40 号 阿波市学校給食センター建設工事請負契約の締結について

（日程第 2～日程第 4 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（出口治男君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（出口治男君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、ただいまから私の一  
般質問を始めさせていただきます。

1点目に新庁舎建設について、2点目に幼保連携施設八幡、吉野が建設されるが、3点  
目以後期高齢者医療制度について、4番目に日開谷川上流の貯水、砂防ダムについて、こ  
の4点を順次で質問をしてみたいです。

1点目の新庁舎建設について。

私は今までにこの問題についていろいろと異議を申し上げておりますので、この場では  
省略をいたします。

さて、新庁舎建設は基礎工事も本格的に進められて、本体工事も間近になっていると思  
います。いろんな点が心配されていることもあります。まず、中央構造線の周辺にありま  
す。また、南海トラフ巨大地震がいつあるかわからない時期に差しかかっていると言われ  
ております。私はいまだに適地ではないと考えておる一人であります。また、防災拠点施  
設として機能を果たせるのであろうか、疑問にも思います。

質問としてですけれども、1点目に、地震に対する万全策が求められているのは当然で  
ありますが、工法的にはどういうふうな対策をされるのか。2点目に、新庁舎建設に当た  
っての地元業者の育成はどうされるのか。この2点についてお答えをしていただきたいと  
思います。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 皆さんおはようございます。

池光議員の一般質問にお答えしたいと思います。

池光議員からは新庁舎建設につきまして2点のご質問をいただいております。その中でまずは1点目の現在基礎部分の造成が行われ、本体工事へと進められているが、特に中央構造線が通っているところでは地震に対する万全策が求められている。工法的にはどういう対策なのかというご質問からご答弁させていただきます。

まず最初に、中央構造線断層帯について、その説明が十分できていないというふうに感じておりますので、改めてその状況につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

中央構造線断層帯につきましては、国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会及び徳島県の調査結果では、最新の活動時期は16世紀後半から17世紀初頭で、1596年、慶長伏見地震で活動した可能性が高く、再来間隔は1,100年から1,700年程度であると考えられております。最新の活動時期からの経過年は400年から450年でありまして、一番短い再来間隔から見ても約600年の隔たりがあるため、今後の地震発生確率は30年以内でほぼゼロから0.3%とされておまして、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面差し迫っていないと評価しているのはご承知のとおりと思えます。さらに、新庁舎建設地の位置は徳島県が制定した徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の規制を受けるレッドラインの特定活断層調査区域はもとより、規制対象外のイエローライン、活断層の調査を推奨する区域にも該当はしておらず、必要以上に心配することはないというふうと考えております。

しかしながら、一方南海地震の地震発生確率は30年以内で約60%から70%と言われておまして、四国沖の南海トラフを震源として発生するおそれのある巨大地震によりまして、阿波市でも震度7という最大級の揺れが想定されることは昨年3月31日、内閣府の有識者会議より公表されております。

これを受けまして、新庁舎及び交流防災拠点施設は災害時においては災害応急対策の指揮及び情報発信を行う災害対策本部としての重要な役割があるとともに、支援物資や災害ボランティア等の受け入れや活動の拠点施設となることから、防災拠点としての性能確保に最もすぐれている免震構造を採用した工法としております。この免震構造では、地盤と建物間に免震装置を設置いたしまして、この装置により地震エネルギーを効果的に吸収し、建物の揺れを大幅に低減するため、建物本体が損傷しないだけでなく、建物内部の机、備品等の移動、転倒や設備、配管等の損傷を防止いたします。こうした対策によりま

して、大地震後の建物の機能維持や短期間での復旧を図ることができるため、自治体にとって最大の致命とも言える地震直後の迅速な災害対応が可能になると考えております。

次に、2点目のご質問であります地元業者の育成はどのように考えているかについてご答弁させていただきます。

新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事は、本市にとりまして一大事業であり、これを市内経済の発展に生かすことは重要な視点であると考えております。こうしたことから、入札時の総合評価に関する事項といたしまして市内業者に対する下請等、また市内業者の活用についての評価項目を設定いたしまして、その提案書類を提出していただきました。落札いたしました株式会社奥村組からは、市内業者に対する下請等に関する提案につきましては31億8,000万円の実施目標額の提示をいただいておりますが、これは請負総額の70%を超える額でありまして、大きな金額提示をいただいたと考えております。

次に、市内業者の活用に関する提案につきましては、現場事務所での飲食や事務用消耗品、事務用備品の購入、作業員の宿泊、職員の通勤車両、使用重機等の燃料につきまして全て市内業者を使用するとの提案をいただいております。また一方では、市内業者の入札機会、受注機会の確保の観点から、本体工事等分離発注が可能な擁壁工事、排水路工事、場内道路整備工事、舗装工事、植栽工事、外部倉庫、車庫などの外構工事につきましては、分割し、市内業者をメンバーとした入札が実施できるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今1点目について局長のほうから答弁がありました。中央構造線断層帯については、再来間隔1,100年から1,700年云々と、30年以内にはほぼ0.3%ぐらいしかない。地学的には当面差し迫っていないということでもありますけれども、私はこれは断言できないと思ひます。地震というのはいつ起こるかわからないというのが現状でなかろうかと思ひます。科学的な分析や予測というのは必要でしょうが、これは油断禁物であります。

新庁舎交流防災拠点施設については、免震構造になっているから心配ないということですが、これが私は精いっぱい答弁でなかろうかと思ひます。巨額な費用、給食センター含め44億円余りの予算額となっております。これ以上のことは申しませんが、よく考えていただきたいと思ひます。公共的な新庁舎の地震対策も大事なことでしょうが、

忘れてはならないのは市民の財産を守る地震対策も考えていかなければならないと思いますし、阿波市では家屋の耐震診断もやっておられますけれども、まだまだ不十分であり、対策が今求められていると思いますし、またリフォーム助成制度も活用され、希望者に対しても予算漏れがなく全員に当たるように、足りなければ増額してでもいただきたいと思います。地震対策は市全体でこれから取り組んでいく必要も今求められていると思います。

それと、今2点目の地元業者の育成ということですがけれども、局長のほうから答弁がありましたけれども、市長のほうからもそういった地元業者についての育成についての見解を述べていただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員からの再問にお答えいたしたいと思います。

今回庁舎あるいは交流防災施設、給食センター等々、切幡の古田で建設が既に始まっております。これにつきまして、地震対策あるいは中央構造線等々の問題で現在でも適地でないと思うというふうなご質問と、もう一点、庁舎交流防災施設等の耐震あるいは免震構造にかかわらず、市民に対してもそれぞれ防災、減災に努力してくれということでございます。これにつきましては、今まで以上に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

次に、ご質問再問の地元業者の育成についてどう考えているのかということでございますけれども、今出口庁舎建設局長のほうから詳しくご答弁もしたとおりでございますが、このたび発注しております新庁舎及び交流防災拠点施設の建設工事、本当に本市にとりましてこれから先も恐らく例のないような一大事業に位置づけております。この事業、地域の活性化の一つの起点と捉えておりまして、入札におきましても総合評価の評価項目の中で下請等に対する提案あるいは市内業者の活用に関する提案等々につきまして、市内業者の育成のための項目を設けて実施いたしたところであります。

特に、庁舎あるいは交流防災施設につきましては、請負率の約70%、地元の業者で下請にお願いしたいということで、受けていただきました奥村組についてもたしか3億8,000万円という多額な金を下請に、地元業者に回していただくということになります。その他本体の庁舎及び交流防災施設以外に外構工事随分あります。それについては全て市内の業者で対応していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 地元業者の育成ということで市長のほうから答弁がございました。バブル経済のもとでここ十数年余り建設業は厳しい状況が続いているのもご承知のとおり、廃業される方もふえる一方で、明るい兆し也没有ありません。仕事がない、暇である、どこへ行っても同じことが言われております。しかし、阿波市にとって大型公共事業、庁舎建設や給食センター、幼保連携施設も着工されております。その中で下請業者として仕事が与えてくれるのか、皆さん心配しておるところだと思います。これは元請業者が判断されることと思いますが、市として奥村組と下請に関する協定書を交わされているようでございますけれども、まず阿波市の業者育成ということであれば多くの業者に配分されるようにしていただきたいと思います。

しかしながら、これからなのに変なうわさが飛び交っております。そういうことがないように、情報のこれから開示をやっていただきたいと思います。申し上げておきますが、一部の業者だけが独占してしまうということがないと私は確信しておりますけれども、これは必ず結果が出ます。もうこれ以上は申し上げませんが、そういうことで対処していただきたいと思います。

次に、2点目の問題に移ってまいりたいと思います。

幼保連携施設ですけれども、消費税増税と社会保障一体改悪の関連法案の一つとして、公的保育制度を解体する子ども・子育て新システムは余りにひどいもので、修正せざるを得ませんでした。総合こども園もその一つであります。阿波市において八幡、吉野幼保連携施設が建設することになりましたが、国によるそれに似たような幼保一体化した運営がなされないか心配であります。1、本市においてこれからの運営をどういうふうにするのか。2点目に、国に沿った方向で子どもを教育するのか、または阿波市独自でされるのか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） おはようございます。

2点目の質問で池光議員から、幼保連携施設、八幡、吉野、一条地区ですが、建設されるが、1項目めがこれからの運営、国の基準も含めて、それと2点目に国に沿った基準で子どもの教育をするのか、阿波市独自で取り組めるかというようなご質問をいただいております。

まず、1点目のこれからの運営をどうされるかについてご答弁させていただきたいと思

います。

現在阿波市では、保護者の就労支援はもとより、子どもにとって友達や職員とのかかわりの中でさまざまな人間関係を体験し、協調性や社会性、またコミュニケーション能力を身につける場として、市内には11カ所の保育所が設置されています。全てが公立の保育所であり、運営につきましては10カ所を阿波市が運営しており、残り1カ所、久勝保育所、この4月からでございますが、民間活力の導入ということで指定管理制度を利用して運営を進めております。

施設については、保育所及び幼稚園ともに老朽化が進んでおります。このうち建設後30年を超える施設については抜本的な施設の安全対策を図り、子どもが安心して過ごせる環境を整備することが急務であると考え、今回一小学校区、先ほど言いました市場の八幡と吉野の一条でございますが、一小学校に2カ所で運営する保育所の統廃合に伴い、幼稚園との幼保連携施設整備を進めております。八幡地区は平成26年4月、また一条地区は平成27年4月の開所に向けて事業を進めているところでございます。

また、施設整備にあわせ、幼稚園、保育所職員の交流研修会などを実施し、さらに幼児教育、保育の質の向上を図り、切れ目のない連続性ある子育て支援環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定こども園は県知事の認定を受けることになっております。教育と、先ほど池光議員が総合こども園から今回改正法で認定こども園というのが表に出てきております。教育と保育を一体的に行う機能及び地域における子育て支援機能を備え、認定基準を満たす施設とされています。施設の運営につきましては、方法が公設公営、また公設民営、民設民営の方法がありますが、完成後の八幡地区及び一条地区の幼保連携施設の運営につきましては、今回条例提案をしております子ども・子育て会議の条例がご承認いただければ、平成25年度は子ども・子育てのニーズ調査、また平成26年度にこの調査の意向に基づき会議の中で議論、協議を行い、今後の阿波市の子ども・子育て事業計画案を策定し、平成27年4月以降の方向性を示していきたいと考えておりますので、現時点では2施設についても現状どおり阿波市が引き続き公設公営で運営を行っていきたくて考えております。

次に、2点目の国に沿った基準で子どもの教育をするのか、阿波市独自で取り組まれるのかについてのご答弁をさせていただきます。

保育所の設備と運営につきましては、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の整備

及び運営に関する基準が厚生省令を持って生成されており、これを基礎として都道府県が児童福祉施設について一定の基準を条例で制定しております。また、保育所における保育の内容やこれに関する運営等については、児童福祉施設最低基準の規定に基づき、保育所保育指針を定めております。

保育所は、児童福祉法の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であります。入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされております。子どもがさまざまな人と出会い、かかわり、心を通わせながら成長していくためには、乳幼児期にふさわしい生活の豊かさにつくり上げていくことが重要とされております。阿波市の保育所におきましても、保育所指針に基づき、保育を現在実施しております。阿波市が運営しています公立保育所の保育の状況ですが、一部紹介しますと、児童の受け入れ年齢については保育所ごとに異なりますが、8カ月から4歳、久勝保育所につきましては指定管理導入で6カ月からになっております。また、通常保育以外には早朝保育として午前7時半から平日開所しており、平日の午後6時から午後7時まで延長保育を実施しております。

少ない事例を紹介したんですが、現段階で取り組んでいる事業を今紹介しましたが、保育、幼児教育は人間形成にとって一番大事な時期であり、その受託機関としての役割を果たすために国からの示される各基準を基本として、児童保護者のニーズを阿波市独自サービスの提供も考慮し、視野に入れながら、平成25年から26年度に設置される、先ほど述べましたが、子ども・子育て会議の中で子どもの思いと現場の先生方の声も大切に重要視して、民間活力の導入についても検討するとともに、先ほど述べましたとおり、子どもが安心して保育、幼児教育を受けられるような環境づくり、今後今まで以上に、現在も教育委員会とは常に連携を図っているのでございますが、今まで以上に教育委員会と協議連携を図りながら、平成27年度からの国からの指針、先ほど池光議員が述べました新市子育て支援システム、新市子育て支援制度ですか、に対応する体系、認定こども園、従来の幼稚園、保育所体系を維持するかの中身を精査し、どのように構築していくかを、また阿波市における子育て支援が安定的に継続できるよう取り組んでいきたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がありました。保育所が市内で11カ所、1カ所は民営活力を導入、指定管理者ということであります。2施設についても阿波市引き続き公設公営で運営をしていかれると。これ聞いて安心をいたしました。国が出してきた新システムは矛盾だらけであります。要するに、いかにして予算を減らし合っ、国や県、市町村、公的な制度をやめていくような方向に行つとるように思います。自分の子どもは自分で見ろと言わんばかりのように思えてならないわけで、これは過言でないと思います。なぜかといいますと、新システムの関連のこの法律というのはもう一つの問題として保育の営利化、いわゆる産業化を考えているわけであります。企業参入ということである、これがまさに証拠でなかろうかと思ひます。幼保一体化をうたい、待機児童解消を最大の目的として始まった新システムですけれども、強引な幼稚園と保育所の一体化は既に私は破綻しておると思ひます。結局は一体型の総合こども園のほかに従来の幼稚園、3歳児未満の保育所と、多様な保育サービスを含め、複数の施設やサービスの累計型が並列する、大変複雑でわかりにくい制度であります。しかも、このやれない総合こども園というのは、待機児童の8割以上を占める3歳未満児の受け入れは義務化することができず、待機児童の解消は疑問だとこれもマスコミからも批判されてきたわけであります。

そこで、私が思うのは、なぜ公的保証を求めるのかといいましたら、現行の児童福祉法は全て児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとうたい、そのために国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと明記されております。また、国連の子どもの権利条約がうたう子どもの最善の利益の表現の立場から、保育は何よりも子どもたちの権利が守られ、子どもたちの心身の健康と生活、健やかな育ちが保障される場所でなければなりません。そのためには国と自治体が責任を持ち、保育条件を常に改善していくことが必要なわけであります。また、女性に対するあらゆる差別の撤廃を掲げる国連女性差別撤廃条約でも、男女はともに仕事と家庭の両立が可能な社会の実現のために政府に保育の充実を求めています。保育の公的保証は国際条約の観点からも、また日本の児童福祉法等の理念においても当然の原則でなかろうかと思ひます。市町村の実施義務の削除は保育に対する公的責任を投げ捨てるものであり、待機児童を責任持って解決する方向とともに、世界の動きともこの新システムというのは逆行しているようにしか思えません。そういうことで、公的な保証をしてこれからはずっとやっていただきたいと思ひます。本来からいえば、子どもたちのための保育所であり幼稚園であつてほしいわけであります。この点はこれで終わります。

続きまして、後期高齢者医療制度についてですが、この制度が実施されてから5年がたちます。自公政権がつくった制度で、非常に評判の悪いものでありました。その当時、うば捨て山とかじじ捨て山と言われた制度であります。民主党政権の公約で廃止をされると言われておりましたけれども、結局民主党は公約が守れませんでした。だから、いまだに続いているものであります。

75歳以上の人はそれまでの国保、健保から脱退させられ、後期高齢者医療制度に加入となります。保険料はそれまで負担がなかった被扶養者を初め、全ての人が徴収されます。こういうことで、市において現在の状況、今後の取り組みはどうされるか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 池光議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、後期高齢者医療制度について阿波市において現在の状況と今後の取り組みはでございます。

最初に、後期高齢者医療制度の運営は徳島県後期高齢者広域連合のほうで行っております。今現在阿波市の被保険者数は、平成25年3月末で6,778人でございます。

次に、保険料の算出方法ですが、均等割が4万8,900円と、所得割額、これについては所得額から33万円の基礎控除額を引いた残りの額に9.51%を掛けた額の合計になります。この所得割額の所得については、阿波市から徳島県後期高齢者広域連合のほうに提出しております。各市町村から提出された被保険者の所得情報に基づいて一斉に賦課され、同じ所得額と同じ世帯状況であれば県内に住民票を有する被保険者の方は同額となります。また、被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、それと所得割額の5割軽減の制度もございます。この軽減対象者数は平成24年度で5,220人で、全体の約77%の方が軽減を受けておられます。このうち最低保険料、年額でございますが、4,800円の方は3,013人で約58%でございます。また、年間賦課限度額は55万円で、この限度額対象者は19名おいでます。全体で見ますと約0.3%でございます。平成24年度阿波市後期高齢者医療年間保険料総額は2億5,105万4,800円で、対象人数を6,778人で割りますと平均しますと被保険者1人当たり3万7,039円となっております。

次に、後期高齢者医療の今後の取り組みについてですが、前民主党政権下で後期高齢者医療制度の廃止を基本に医療の抜本的改革を目指しておりましたが、政権が変わり、与党

自民党の政権公約では後期高齢者医療制度は現行制度を基本とする後期高齢者医療制度に支援の増大に伴う国民健康保険、協会けんぽ、組合けんぽなどの保険料率の上昇の抑制により国民皆保険制度を守るとなっております。後期高齢者医療制度改革会議の取りまとめに基づく骨子の中で、現行制度を平成27年2月まで運用することが決まっております。その後の制度につきましては、平成24年8月10日成立した社会保障制度改革推進法による社会保障制度改革国民会議において検討し、その審査結果を踏まえて行うことが決められ、また自公連立政権合意の中でも医療・介護、少子化対策など社会保障制度改革国民会議における議論を促進するとなっており、社会保障制度改革国民会議の検討結果をもとに改革が進むものと思われまます。現在国民会議での議論の経過ですが、現在まで14回の国民会議が開催されており、その資料に高齢者医療制度のあり方は地域保健のあり方、再編成と並行して議論すべきと記述されるにとどまっております。まずは医療・介護を優先して議論するとの方針が示されることから、今後3党合意に基づいて具体的な検討がなされると思います。阿波市においても今後国、県の情報を注視しながら対応するよう考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） この仕組みの矛盾というのはこういうことだと思うんです。75歳以上になると一人一人から、もう収入ない人からも家族に払ってもらって保険料を徴収し、保険制度を運営するというのがこの制度の特徴だと思います。一人一人に給付負担の自覚、痛みを強いて医療費を削るか負担を我慢するか、つまり金のない者は死ぬしかないのかと思わせる、いわゆるうば捨て制度であろうかと思えます。みとりの医療だと、一人一人に痛みを感じてもらおうなど、これ率直に言っとるわけでありまます。その当時に、2009年だったと思いますが、舛添厚労相がこの仕組みを行く先はうば捨て山かな、早く死ぬと言うのかなとお年寄りがつぶやく、うば捨てバスというのをつくって絵に例えたわけです。だけれども、見直し案をそういう形ではいけないということで提示されたわけでありまます。それで、自民党政権になりましてから三党協議を踏まえて、国民会議において議論したと、改革を具体的にやっていくんだと言っております。いわゆるこの制度を存続をしようと、そういうふうを考えておるようですけど、これは全くの私は間違いであると思えます。それと、2回今まで、2010年と12年に保険料の値上げが続きました。もうこんな制度はやめてほしい。年金が削られる一方で、医療や介護の高齢者の負担は重

くなるばかりだと、全国で高齢者の怒りが噴き出しております。75歳で家族から切り離し、別枠の制度で医療に押し込むという根本的な矛盾であります。わずかな収入で暮らしを立てておる人は大変だと、そういうのは早くやめてもらいたい、こういうことを言われております。制度導入直後の批判を受けて、75歳という年齢で差別する診療報酬は廃止されました。これは外来治療費に上限を導入し、退院促進や終末期の医療を制限するもので、後期高齢者はどうせ死ぬのだからという位置づけから医療制度、みとりの対策化を図る、こういうふうな第一歩でありました。そういうことで、高齢者医療確保へのそのものとはっきり別建てで診療報酬を取ることが明記されたままであります。制度が続く限り、保険料の高騰を抑えるという名目で差別医療の診療報酬が復活、浮上してくるのは当然のことと思います。

また、70歳から74歳までの患者負担も2割に倍加させるという発言が、これ安倍首相も、政府のほうからも言い出されております。こういったことで、定着論は制度の矛盾を放置し、温存化したまま法律どおりの高齢者いじめ、むき出しの差別制度を全面復活させようという危険な中身が私は含まれているように思います。存続すればするほど高齢者を苦しめるのがこの後期高齢者の医療制度、いわゆるうば捨て制度としての実態と本質がここであらわれてきているように思います。

それで、日弁連が会長声明で、推進法についてこういうことを言われております。国による生存確保保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するのに等しく、日本国憲法25条の項に抵触するおそれがあると述べております。社会保障を受益と負担の僅少、自助、共助を基本とした支援にとどめるなど、まさに社会保障制度解体推進法というべきものでなかろうかと言われております。繰り返し推進法が記述している社会保障制度の重点化、適正化、効率化などは社会保障切り捨ての別名であると、こういうふうに言われております。それと、日本医師会も推進法が皆保険制度を放棄しかねる。保険給付を減らして、混合診療や医療の営利産業化につながりかねない点は非常に問題、断固反対と表明しております。このように、後期高齢者のこの制度は非常に悪いわけでありますから、やめてほしいと私は思います。

最後になりますけれども、4点目の日開谷川上流貯水、砂防ダムについて質問していきます。

地元の水利組合関係者の方から砂防ダムの下からかんがい用としてポンプで水を上げております。しかしながら、今年は雨が降らず、水が切れる状態が続いて困っていると。そ

の上に土砂が水の通り場にたまり、給水口に接近しておりますと稲作に心配しておられます。土砂の取りのけなどについてどうしたらいいかなという意見がありました。1点目には、白水ダムには土砂が3分の2以上たまって、貯水としては機能が危ぶまれているわけであり、その下の下流のダム、大北ダムでしょうか、についても同じことが言えるので、水利組合も非常に困っているのが現状であります。その対策として答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 池光議員の4つ目のご質問でございます、日開谷川上流の貯水、砂防ダムの件についてということで、1つには白水ダムには土砂が3分の2以上たまって、貯水ダムとしての機能が危ぶまれているということ、また2つ目につきましては、その下流のダムについても同じことが言えるが、水利組合も困っていると。その状況への対策はというご質問にお答えをさせていただきます。

1、2につきましては、非常に場所も近く、関連しておりますので、産業経済部からあわせて答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

阿波市市場町の日開谷水系にございます白水ダム、それと大北ダムでございます。この大北ダムにつきましては、場所が川北という地域にございまして、地元では川北ダムと呼ばれることもあるようでございます。大北ダムにつきましてはともに徳島県が管理をしております砂防の堰堤でございます。ここには地元の土地改良区や水利組合により規模や形状は異なりますけれども、取水施設がそれぞれ設置されておまして、周辺の農地へと水が供給されているところでございます。上流側にあつて規模の大きい白水ダムにつきましては、平成14年に徳島県が既設ダムの補強工事を行った際、工事を行う上で支障となる土砂の取り除きが行われましたが、その後はしゅんせつ等は行われておらない状況でございます。また、大北ダムにつきましても、議員ご質問のように、土砂が堆積しているといった状況でございます。この砂防堰堤のしゅんせつにつきまして、県の担当者に問い合わせをいたしましたところ、砂防堰堤は堰堤内を満たした土砂によりまして上流からの河床勾配が緩やかになり、河床の侵食を防止することで周辺の山腹崩壊、あるいは土石流などの土砂災害を防止するのが目的で整備されているものであり、原則貯水を目的としておらず、現状ではその機能が損なわれるような堆積状況にはなっていないこと、また地元水利施設の機能維持のために堆積土砂等の撤去が必要であれば、水利施設の管理者である水利組合において対応していただきたい。ただし、河川法及び砂防法による許可を得る必要が

あるとの回答でございました。

本市でもこのような工事への補助制度等はございませんけれども、地元農家が取水に苦慮しているという現状を受けとめまして、管理者である県との協議が進みますよう要望していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がございました。上流、下流、ダムは砂防堰堤であるということですのでそういう答弁がありました。しかしこの白水のダムは私の幼少のころに建設されて、昔ながらのセメント、石積みでつくられて、手製のダムでなかったかと思えます。約60年近くたっているのではないかと思います。大きな水門もあり、今ほど上流は見てのとおり土砂がたまっております。そして、私が子どものときはあれがあんなに土砂たまってなくて、非常に水がきれいに、貯水ダムかなと確信をしておりましたけれども、しかしながら管理上は砂防堰堤であるということ、非常に意外でありました。なぜかといいますと、そこには水門がついとると。砂防ダムとは考えられなかったわけではなかろうかと思えます。また、川北用水として長年使用されていますし、土砂がダムいっぱいになれば用水としての機能はしなくなると私は思います。そういうことで対策を考えていただきたいなと思えます。また、下流の大北ダムは今のこととして土砂をとりのかなければならないと思えます。いい方法があったらぜひ考えていただき、ぜひ協力していただきたいと思えます。

幸いに昨日ぐらいから大雨となりました。やっとなすれすれというところで、一息ついたんでございますけれども、こういうことはまたありかねない、耕作者にとってはこういう日照りになれば死活問題になります。そういうことで、先の問題としてよくよく考えていただきたいと思えます。

また、市長にもちょっと一言答弁していただきたいのは、中山間地、特に日開谷、大影の農業は北岸農業用水に恩恵を受けておりません。全て、水利組合もありますけれども、個人がくみ上げて田んぼに入ると、もうそういう厳しい状況にあります。市長いわく、公正公平と言われるならばこういった中山間地に日を照らしてもらいたい。そういうことで、これからこういった問題について積極的に取り組んでももらいたい。この用水、日開谷、大影地区の全域について要望なりあったら、それに沿えた方法でやってほしいのですが、どういうふう考えておるか、1点お聞きしておきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員からは再問ということで、日開谷川上流の貯水、砂防ダム、白水ダムと川北ダム、これはちょっと私も本当に現地現場はよく見るんですが、このダムについてはほとんど知識ございません。現場も行ってません。近々に本当に暇を見つけてじゃなくて、現地の農業も含めて現場をしっかりと見てみたいなど。その上で、部長からも答弁いたしましたように、地域の地元の日開谷、大影地区の農業振興も含めて、しっかり現場を見て県のほうへ要望するなり、あるいは県と市が協議して対応ができるものであれば積極的に対応していきたいと思っております。その節はよろしくご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） ぜひ山間部の農業、大変なんです。鳥獣被害もあるし、もう何かにつけてこういった問題が出てきたら非常に地区住民は苦勞しておるわけでありまして。ぜひこういったところに手を差し伸べてほしいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わります。

○議長（出口治男君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第38号 平成25年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第39号 阿波市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第4 議案第40号 阿波市学校給食センター建設工事請負契約の締結について

○議長（出口治男君） 次に、日程第2、議案第38号平成25年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第4、議案第40号阿波市学校給食センター建設工事請負契約の締結についてまでを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告はありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第40号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

常任委員会委員長におかれましては、平成25年第2回阿波市議会定例日割り表に基づいて各常任委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

21日午前10時から産業建設常任委員会、午後1時より総務常任委員会、24日午前10時より文教厚生常任委員会、午後3時30分から庁舎建設特別委員会です。

なお、次回本会議は、6月28日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時56分 散会